

[事案 29-276] 契約解除無効請求

・平成 30 年 5 月 29 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人による不告知教唆等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に定期保険および医療保険を契約していたが、被保険者が糖尿病により入院したので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、代理店の募集人による不告知教唆があったので、各保険の契約解除を取り消し、医療保険については入院給付金を支払ってほしい。または各契約の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日の約 1 か月前に糖尿病の病名告知を受け、診察を受けていることを告知書に記載していない。
- (2) 募集手続きにおいて、不告知教唆等に該当するような不適切な事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。